

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：随意契約に係る公募型企画競争による契約について明確にするため、所要の改正を行うものである。

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>国立大学法人東京学芸大会計規程（平成16年規程第43号）第31条第1項第5号及び国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）第27条の2の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が行う契約（工事請負契約を除く。）として、公募型企画競争（発注する業務に関する企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を選定する方式をいう。以下同じ。）を実施する場合の</u>手続き等を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附則</u> この要項は、令和3年5月7日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>国立大学法人東京学芸大会計規程（平成16年規程第43号）</u>に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が行う<u>契約（工事請負契約を除く。）</u>のうち、<u>随意契約の相手方を選定する一方式として、公募型企画競争（発注する業務に関する企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を選定する方式をいう。以下同じ。）を採用する</u>場合の<u>手続き等を定めるものとする。</u></p> <p>[省略]</p>